

筑波大学では助成団体等からの寄附金(研究助成金)の個人経理は禁止されています。

助成団体等からは直接大学への寄附手続きを！

(取扱規程「国立大学法人筑波大学寄附金等取扱規程第6条」)

- 助成団体等へ助成金等の申請をする際は、申請書の写しを必ず支援室等に提出してください。
(寄附金の個人経理は禁止されています)
- 寄附者の意向によって、教員等個人が職務上の教育研究に対する寄附金(助成金)等を受領した場合であっても、大学へ寄附したのち、大学が機関としての経理管理を行いますので、当該関係支援室等へ必ず届け出て下さい。
- 教育研究の成果・論文等の業績に対して与えられる褒賞金については、職務上の教育研究に対する助成ではないことから、個人への贈与といえるので再寄附は必要としませんが、個人に対する贈与か、教育研究のためのものか判断しかねる場合は、当該関係支援室等へご相談ください。
- 取扱規程に反する事態が発生した場合には厳正に対処します。



【お問い合わせ先】 国立大学法人筑波大学 国際産学連携本部特別活動部門

Tel : 029-859-1624 (内線81624)

E-mail : sangaku-toku-katsu@un.tsukuba.ac.jp